

別添12

ページ 段

行

誤

正

平成二十六年三月五日（号外第四十五号）厚生労働省告示第五十六号（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二	上	終わりから一
〃	〃	二 終わりから七

健康保険事業

後期高齢者医療制度

平成二十六年三月五日（号外第四十五号）厚生労働省告示第五十七号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三三	上	一	注2及び注3	注2、注3及び注5
三五	下	終わりから四	データ提出加算、	データ提出加算、区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、
四〇	下	四	D <sub>3</sub>	D <sub>3</sub>
五二	上	終わりから一	患者	患者（区分番号C013に掲げる在宅患者訪問療養管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者）
五三	下	四〇		
五七	下	一 一三	1 2	1 2

平成二十六年三月五日（号外第四十五号）厚生労働省告示第五十八号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

(原稿誤り)

一八四	下	一	終わりから二	障害者施設等病棟入院基本料の注2ただし書に規定する	障害者施設等入院基本料の注2に規定する
〃	〃	九	終わりから一	障害者施設等病棟入院基本料	障害者施設等入院基本料
〃	〃	三	終わりから一	在宅患者共同診療料	在宅患者緊急入院診療加算
一八七	下	七	七	小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料の施設基準
一九四	上	七	七	十五歳未満小児	十五歳未満の小児
〃	下	七	終わりから五	第一項第四号 特定患者（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第五十七号）による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号A100の注8に規定する特定患者をいう。）	第二項第二号 者
一九五	上	七	七		
一九八	上	二四	終わりから七		
二〇〇	上	〇六	〇六		

平成二十六年三月五日（号外第四十五号）厚生労働省告示第五十九号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

(原稿誤り)

二〇七	下	一	一	造血細胞移植	造血幹細胞移植
二〇八	上	八	八	造血細胞移植	造血幹細胞移植
〃	〃	七	七	体制	態勢

二二一  
二二三

上下

二一  
七  
七  
終わりから一

在宅訪問診療料  
自己血糖  
基本診療料の施設基  
準等別表第十三に掲  
げる疾病等の患者

在宅患者訪問診療料  
血糖自己

十五歳未満の者であ  
って人工呼吸器を使  
用している状態のも  
の又は十五歳以上の  
ものであって人工呼  
吸器を使用している  
状態が十五歳未満か  
ら継続しているもの  
(体重が20キログラ  
ム未満である場合に  
限る。)

二二九

上

一六  
一七

療養について

療養を行うにつき

平成二十六年三月五日(号外第四十五号)厚生労働省告示第六十三号(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

四二二

上

二〇  
終わりから八

利用者

利用者(診療報酬の  
算定方法別表第一区  
分番号C013に掲  
げる在宅患者訪問  
診療管理指導料を  
算定する場合にあっ  
ては真皮までの状態  
の利用者)

平成二十六年三月五日(号外第四十五号)厚生労働省告示第六十四号(訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件)

(原稿誤り)

四一六 下

四 終わりから一

訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費

平成二十六年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第八十七号（複数手術に係る費用の特例を定める件）

（原稿誤り）

四ページ上段一三行目の「K61713 静脈瘤<sup>りゅう</sup>切除術（下肢以外）」を削る。

平成二十六年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第八十八号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

八  
上 一九  
平成二十七年三月三十一日  
平成二十六年九月三十日

平成二十六年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第八十九号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

（原稿誤り）

八五ページ下段表中「パクリタクセル」は「パクリタキセル」の誤り。

平成二十六年三月十九日（号外第五十八号）厚生労働省告示第九十一号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件）

（原稿誤り）

一九〇 上  
終わりから九  
（2） 千  
（1） 千